

都道府県別の登録等の手続きについて（京都府用）

京都府における宅地建物取引士登録の申請窓口は「(公社)京都府宅地建物取引業協会」(下記参照)です。

申請は原則、郵送による手続きとなりますので、返信用封筒(レターパックライト等)を同封の上、本会までご送付ください。(※受付には3日～4日程度を要します。)

【問い合わせ先】 (公社)京都府宅地建物取引業協会 ℡075-415-2121

受付時間:9:00-12:00/13:00-16:30(土日祝日を除く。)

※「お盆」・「年末年始」等は休館しています。

〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町 453-3 (京都府宅建会館内)

(1) 登録手数料 (37,000 円) ①～③のいずれかの方法をご選択してください。

①振込みの場合(必ず必要書類のご準備が整ってから、お振込みください。)

郵便局の「窓口」にて下記の指定口座に登録申請手数料(京都府収入証代)37,000円を払い込みください。(郵便局に備え付けの振込用紙をお使いください。)

【口座番号 00940 - 6 - 238607】

【加入者名 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会】

※郵便局に備え付け用紙の通信欄に氏名・住所を必ずご記入ください。

※別添「提出書類 コ」振込確認欄を必ず同封してください。

②普通為替証書を購入する場合

収入証紙の購入が困難な方は、最寄りの郵便局等で37,000円分の郵便為替証書を購入し、無記名のままどこにも貼らずに申請書類と一緒に書留郵便等で郵送してください。

③京都府の収入証紙を購入する場合

登録申請書の所定欄に貼付してください。収入証紙は、京都府庁福利厚生センター1階コープガイド、(公社)京都府宅地建物取引業協会、京都府の各広域振興局、府税事務所、府警察署等で購入できます。

(2) 提出書類 (提出部数各1部。)

詳細は、「宅地建物取引士資格登録等の手続きについて(令和3年度版)」の「第3 登録申請の手続」(3ページ)をご覧ください。

ア 登録申請書(法令様式第五号) …必ず写真を貼付して下さい。

イ 誓約書(法令様式第六号) …外国籍の方も「必要」です。

ウ 身分証明書(身元証明書) …外国籍の方は「不要」です。

本籍地の市区町村において発行されます。 申請日前3箇月以内に発行されたものであることが必要です。

エ 登記されていないことの証明書…外国籍の方も「必要」です。

申請日前3箇月以内に発行されたものであることが必要です。住所欄には住民票に記載されているとおりに転記してください(本籍欄は記入不要)。※成年被後見人又は被保佐人に該当し、ウ及びエの証明書が提出できない場合は、宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。詳細は京都府建設交通部建築指導課宅建業係(℡075-414-5343)あて相談ください。

オ 住民票の抄本…外国籍の方も「必要」です。

申請日前3箇月以内に発行されたものであることが必要です。(個人番号(マイナンバー)の記載のあるものは不可。外国籍の方は、国籍・在留資格や在留カード番号等の項目は省略不可)

カ 合格証書の写し・・・

合格証書を紛失された場合は、京都府建設交通部建築指導課宅建業係（Tel.075-414-5343）あて相談ください。

キ 登録資格を証する書面・・・次の(ア)から(ウ)のいずれか

(7) 実務経験 2 年以上の場合（申請日前 10 年以内に 2 年以上）

ア 京都府知事免許業者での実務経験がある場合

(a) 「実務経験証明書」（法令様式第五号の二）

※ ただし、宅建業者の従業者名簿に 2 年以上登載されていることが府への届出から確認できる場合に限ります。

2 年以上の登載が確認できない場合は受付することはできません。（やむを得ず事前に確認が必要な場合は、業者免許を所管する京都府の各土木事務所若しくは京都府建設交通部建築指導課宅建業係あて相談ください。）

※ なお、「実務経験証明書」の「職務内容」欄は、宅地建物取引業の実務にたずさわっていたことが分かるものでないと受けられません。

【参考】認められない例：「受付」「経理」「事務」等

イ 大臣免許業者及び他の都道府県知事免許業者での実務経験がある場合

(a) 「実務経験証明書」（法令様式第五号の二）

(b) 実務経験先の宅建業者が保管する「従業者名簿の写し」（要「原本証明」）

※ 写しの余白に「証明日」と、「原本の内容と相違ありません。」と記入し、商号、代表者氏名、代表者印が押印されたものが必要となります。

(イ) 登録実務講習修了者（申請日前 10 年以内の修了に限る。）

・講習実施機関の発行する「登録実務講習修了証」

(ロ) 国、地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に従事した期間が 2 年以上の経験者

・それぞれの機関が発行する証明書等（詳細は京都府建築指導課宅建業係（Tel.075-414-5343）あてお尋ねください。）

ク 申請時に宅建業に従事されている方は「従業者証明書」（法令様式第八号）の写し（裏表）

ケ 合格証書の氏名に変更があった場合は、戸籍抄本

・外国籍の方は窓口にご相談してください。

コ 申請手数料の 37,000 円を振込みされた方のみ、別紙「提出書類 コ」の振込確認欄を必ず同封してください。

(3) その他の注意事項

ア 登録に必要と認めた場合、公的機関等が発行した書類等の提出を別に求める場合があります。

イ 登録完了までには、申請後、約 30 日程度かかります。（ただし、登録実務講習修了直後や宅建試験合格発表後の 1～2 箇月、処理する期間が年末年始やお盆等をはさむ場合は、登録完了までの日数が延びることがあります。）

ウ 「宅地建物取引士」になるためには、「登録完了」後に改めて「(公社)京都府宅地建物取引業協会」あてに「取引士証」の交付申請をする必要があります。試験合格後 1 年以内に「取引士証」の交付申請をされる場合は、法定講習の受講が免除されます。「登録」後に交付申請の流れとなりますので、講習免除を御希望の場合は、「登録」申請を令和 4 年 10 月 7 日(金)迄に行うようにしてください。

エ 記入にあたっては、「宅地建物取引士資格登録等の手続について（令和3年度版）」の該当個所を参照のほか、次を参考に記入願います。

(ア) 「住所」欄及び「本籍」欄では、「丁目」「番」「号」等は「-」（ダッシュ）で区切らず、「住民票」及び「身分証明書」に記載されているとおり転記してください。

(記入例)「霞ヶ関2丁目1番3号」

(イ) 外国籍の方は、「本籍」欄には、住民票の抄本に記載されているとおり、「上段」に「国籍」を、「下段」に「在留カード等の番号」を転記してください。

(ウ) 外国籍の方で住民票の抄本に記載の通称名を資格登録簿上の登録名とすることを希望される場合は（この場合、取引士証の氏名欄も通称名となります。）、「氏名」欄に、まず左詰で「通称名」を記載し、続けてその右側に「本名」を「()」（カッコ）でくくって記載の上、それぞれにフリガナをふってください。誓約書の記名も同様にしてください。

.....(申請手数料 37,000 円を「振込み」された方は、切り取って下さい。)

別紙 【提出書類 コ】

「振込確認欄」

1. 必ず必要書類のご準備が整ってから、お振込みください。

「郵便局の『窓口』にて下記の指定口座に登録申請手数料（京都府収入証代）37,000円を払い込みください。（郵便局に備え付けの振込用紙をお使いください。）

【口座番号 00940 — 6 — 238607】

【加入者名 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会】

※郵便局に備え付け用紙の通信欄に氏名・住所を必ずご記入ください。

2. 下記の「振込確認欄」にお振込みされた日付と郵便局名をご記入ください。

【振込確認欄】

申請手数料「京都府収入証紙代金（37,000円）」

※入金後、必ずご記入ください。

振込日	令和	年	月	日
郵便局名				